第4章 認定 NPO 法人等の運営について



役員報酬規程等の提出

② 認定 NPO 法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法55①②、62)。

異動の届出等

○ 認定 NPO 法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等(添付書類を含みます。)を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません(法 49④、52①~③、53①④、62、法規 30、31②)。

情報公開

◎ 認定 NPO 法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。(法 52④、54④、62)。

1 認定 NPO 法人等になってからの各種手続

認定 NPO 法人等は、役員報酬規程等の提出をはじめ、各種の報告等を所轄庁や所轄庁以外の関係知事(主たる事務所を設置している都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事をいいます。以下同じ。)に提出する必要があります。

下記の事務所の所在地による区分により、必要な報告事項や提出先が異なりますので、ご注意ください。

(1) 認証に係る事務処理の権限を移譲している市町村(以下、権限移譲市町村といいます。) の各区域内のみに事務所を設置している認定 NPO 法人等

大阪府内の権限移譲市町村については、下記 HP をご参照ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/saisinkengenijjyou.html

- (2) 大阪府内のみに事務所を設置する(大阪市、堺市、権限移譲市町村の各区域内のみに事務所を設置している場合を除く)認定 NPO 法人等
- (3) 大阪府内に主たる事務所を設置し、大阪府以外の都道府県にも事務所を設置する認 定 NPO 法人等
- (4) 大阪府以外の都道府県に主たる事務所を設置し、大阪府内にも事務所を設置する認 定 NPO 法人等
- ※ 大阪府以外の都道府県、大阪市、堺市の区域内のみに事務所を設置する認定 NPO 法人等については、各所轄庁にお問合せください。

注) この章において、所轄庁とは、法上の所轄庁を指し、大阪府から認証等の事務処理の権限の移譲を受けている市町村は、所轄庁に該当しません。

従って、所轄庁の変更を伴う定款の変更とは、例えば、池田市内のみに事務所を 有していた法人が、兵庫県川西市に従たる事務所を設置した場合のように、法上の 所轄庁が大阪府知事で変更がない場合は該当しません。

(1) 権限移譲市町村の各区域内のみに事務所を設置する認定 NPO 法人等

	報告事項	を 出 書 類	提出先
イ ★	毎事業年度終了後の事業	「特定非営利活動法人(NPO法人)の設立・運営の手引」の「事業報告書等の提出」箇所を参照してください。	権限移譲市町村
П	報告書等の提出(法 29)	・事業報告書等の提出について(【申請書等書式編】70頁参照) ・事業報告書等(上記イと同じ書類)	大阪府
ハ	毎事業年度終了後の役員 報酬規程等の提出(法 542) 二~四、法 55①、法 62、 法規 32)	70 頁を参照してください。	大阪府
= ★	役員の変更等をした場合 (法 52①、法 62、法 23)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「役員に関して変更があった場合」箇所を参照してください。ただし、届出書様式は各市町村が定めるものを使用してください。	権限移譲市町村
ホ		・役員変更等の提出について(【申請書等書 式編】66 頁参照) ・上記ニの書類の写し	大阪府
^	代表者の変更があった場合(法53①、法62)	代表者変更届出書(様式第 17 号)(【申請書等書式編】55 頁参照)	大阪府
ト	定款の変更の認証申請を する場合(法 26①)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。ただし、申請書様式は各市町村が定めるものを使用してください。	権限移譲市町村
チ	所轄庁の変更を伴う定款 の変更の認証申請をする 場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)	定款変更の認証申請に必要な書類(「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。ただし、申請書様式は移転先の所轄庁(☆)が定めるものを使用してください。)に加え、以下の書類。 ・認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ・認定等に関する書類の写し ・変更前の所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し ・変更前の所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	権限移譲市 町村を経転して、移転先 の所轄庁 (☆)へ提出

у ★	定款を変更した場合(認証 が必要な事項に係るもの を除きます。)(法52①、法	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。ただし、届出書様式は各市町村又は大阪府が定めるものを使用してください。	権限移譲市 町村
ヌ	62、法 25⑥)	・定款変更の届出に係る書類の提出について(【申請書等書式編】68 頁参照) ・上記リの書類の写し	大阪府
ル	定款の変更の認証を受け た場合	・定款変更の認証に係る書類の提出について(【申請書等書式編】67頁参照)・変更後の定款・定款の変更の認証に関する書類の写し	大阪府
ਭ ★	定款の変更に係る登記を した場合(法 52①、法 62、	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。	権限移譲市 町村
ワ	法 25⑦)	・定款変更に係る登記に係る書類の提出に ついて(【申請書等書式編】69 頁参照) ・登記事項証明書の写し	大阪府
カ	大阪府以外の都道府県の 区域内に新たに事務所を 設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)	・法規 31②及び法規 33②に規定されている 提出書(認定 NPO 法人は様式第 3 号【申 請書等書式編】58 頁、特例認定 NPO 法人 は様式第 5 号【申請書等書式編】60 頁参 照) ・直近の事業報告書等 ・役員名簿 ・定款等 ・認定、特例認定又は認定の有効期間の更 新の申請書に添付した書類の写し ・認定、特例認定又は認定の有効期間の更 新に関する書類(認定書)の写し	所轄庁以外 の関係知事
3	助成金の支給を行った場合(法 54③、法 55②、法 62)	助成の実績を記載した書類 (【申請書等書式編】53 頁〜54 頁参照)	大阪府
<i>Э</i> ★	解散した場合(法第三十一 条第一項第一号、第二号、 第四号又は第六号に掲げ る事由による場合に限り	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「解散をする場合」箇所を参照してください。ただし、届出書様式は各市町村が定めるものを使用してください。	権限移譲市 町村
レ	ます。)	・解散に係る書類の提出について(【申請書等書式編】735頁参照) ・上記レの書類の写し	大阪府

ソ ★		合併後の法人の所轄庁(☆)にお問合せくだ さい。	合併後の法 人の所轄庁 ☆
ツ	合併をする場合	合併の認定の申請について、74 頁を参照してください。 申請先が大阪府である場合は下記書類。 ・認定特定非営利活動法人(特例認定特定 非営利活動法人)の合併の認定を受ける ための申請書(【申請書等書式編】64 頁参 照) ・合併の認定申請時の添付書類一覧表(兼 チェック表)に掲げる書類(【申請書等書 式編】65 頁参照)	合併後の法人の所轄庁
ネ	合併の認証を受けた場合	・合併の認証に関する書類の提出について (【申請書等書式編】71 頁参照) ・合併後の法人の定款 ・合併の認証に関する書類の写し	大阪府
ナ ★		合併後の法人の所轄庁(☆)にお問合せくだ さい。	合併後の法 人の所轄庁 ☆
ラ	合併に係る登記をした場 合	合併後の法人が大阪府内の権限移譲市町村の各区域内のみに事務所を設置する認定 NPO 法人等の場合・合併の登記に関する書類の提出について(【申請書等書式編】72 頁参照)・登記事項証明書の写し	大阪府

- ★ 認定 NPO 法人等に限らず、すべての NPO 法人に適用されます。
- ☆ 所轄庁が事務処理権限の移譲を行っている場合は、移譲を受けた市町村となります。
- (2) 大阪府内のみに事務所を設置する (大阪市、堺市、権限移譲市町村の各区域内のみに 事務所を設置している場合を除く) 認定 NPO 法人等

	報告事項	提出書類	提出先
イ ★	毎事業年度終了後の事業 報告書等の提出	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「事業報告書等の提出」箇所を参照してください。	大阪府
口	毎事業年度終了後の役員 報酬規程等の提出(法 542) 二~四、法 55①、法 62、 法規 32)	70 頁を参照してください。	大阪府
\ ★	役員の変更等をした場合 (法 52①、法 62、法 23)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「役員に関して変更があった場合」箇所を参照してください。	大阪府
=	代表者の変更があった場合(法53①、法62)	代表者変更届出書(様式第 17 号)(【申請書等書式編】55 頁参照)	大阪府
ホ ★	定款の変更の認証申請を する場合(法 26①)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。	大阪府

^	所轄庁の変更を伴う定款 の変更の認証申請をする 場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)	定款変更の認証申請に必要な書類(「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。ただし、申請書様式は移転先の所轄庁(☆)が定めるものを使用してください。)に加え、以下の書類。・認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し・認定等に関する書類の写し・変更前の所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し	大阪府を経 由して、移転 先の所轄庁 (☆)へ提出
		・変更前の所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	
⊦	定款を変更した場合(認証が必要な事項に係るものを除きます。)(法 52①、法62、法 25⑥)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。ただし、届出様式は権限移譲市町村又は大阪府が定めるものを使用してください。	大阪府
チ ★	定款の変更に係る登記を した場合(法 52①、法 62、 法 25⑦)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。	大阪府
y	大阪府以外の都道府県の 区域内に新たに事務所を 設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)	・法規 31②及び法規 33②に規定されている 提出書(認定 NPO 法人は様式第3号【申 請書等書式編】58頁、特例認定 NPO 法人 は様式第5号【申請書等書式編】60頁参 照) ・直近の事業報告書等 ・役員名簿 ・定款等 ・認定、特例認定又は認定の有効期間の更 新の申請書に添付した書類の写し ・認定、特例認定又は認定の有効期間の更 新に関する書類(認定書)の写し	所轄庁以外 の関係知事
ヌ	助成金の支給を行った場合(法543、法552、法62)	助成の実績を記載した書類 (【申請書等書式編】53 頁~54 頁参照)	大阪府
ル ★	解散したとき(法第三十一条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由による場合に限る。)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「解散をする場合」箇所を参照してください。	大阪府

ヲ ★		合併後の法人の所轄庁(☆)にお問合せくだ さい。	合併後の法 人の所轄庁 (☆)
ワ	合併をする場合	合併の認定の申請について、74 頁を参照してください。 申請先が大阪府である場合は下記書類。 ・認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の合併の認定を受けるための申請書(【申請書等書式編】64 頁参照) ・合併の認定申請時の添付書類一覧表(兼チェック表)に掲げる書類(【申請書等書式編】65 頁参照)	合併後の法人の所轄庁
カ ★	合併に係る登記をしたとき	合併後の法人の所轄庁(☆)にお問合せくだ さい。	合併後の法 人の所轄庁 (☆)

- ★ 認定 NPO 法人等に限らず、すべての NPO 法人に適用されます。
- ☆ 所轄庁が事務処理権限の移譲を行っている場合は、移譲を受けた市町村となります。
- (3) 大阪府内に主たる事務所を設置し、大阪府以外の都道府県にも事務所を設置する認定 NPO 法人等

	報告事項	提出書類	提出先
イ	認定、特例認定又は認定 の有効期間の更新の通知 を受けた場合(法 49④、法 51⑤、法 62)	・認定の通知を受けた場合:様式第1号 (法規 27②)(【申請書等書式編】56 頁参照) 特例認定を受けた場合:様式第4号(法 規28)(【申請書等書式編】59頁参照) 認定の有効期間の更新を受けた場合: 様式第2号(法規33①))(【申請書等書 式編】57頁参照) ・直近の事業報告書等 ・役員名簿 ・定款等 ・認定、特例認定又は認定の有効期間の 更新の申請書に添付した書類の写し ・認定、特例認定又は認定の有効期間の 更新の申請書に添付した書類の写し ・認定、特例認定又は認定の有効期間の 更新に関する書類(認定書)の写し ※直近の事業報告書等、役員名簿、定款 等は、認定の有効期間の更新の場合は 提出不要です(法51⑤)。	所轄庁以外の関係知事
□ ★	毎事業年度終了後の事業 報告書等の提出	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「事業報告書等の提出」箇所を参照してください。	大阪府
ハ	秋口首守ツル山	従たる事務所所在の都道府県にお問合せ ください。	所轄庁以外 の関係知事

=	毎事業年度終了後の役員 報酬規程等の提出(法 54	70 頁を参照してください。	大阪府
ホ	報酬規程等の提出(法 34 ②二~四、法 55①、法 62、 法規 32)	従たる事務所所在の都道府県にお問合せ ください。	所轄庁以外 の関係知事
^ *	役員の変更等をした場合 (法 52①、法 62、法 23)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「役員に関して変更があった場合」箇所を参照してください。	大阪府
1		事務所所在の都道府県にお問合せください。	所轄庁以外 の関係知事
チ	代表者の変更があった場合(法 53①、法 62)	代表者変更届出書(様式第 17 号)(【申 請書等書式編】55 頁参照)	大阪府
у ★	定款の変更の認証申請を する場合(法 26①)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。	大阪府
ヌ	定款の変更の認証を受け た場合(法 52②、法 62、 法 25③④)	・認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の定款変更の認証を受けた場合の提出書。ただし、提出書様式は所轄庁以外の関係知事が定めるものを使用してください。 ・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ・変更後の定款 ・その他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項	所轄庁以外 の関係知事
ル	所轄庁の変更を伴う定款 の変更の認証申請をする 場合(法 52③、法 62、法 規 30、法規 34、法 26①)	定款変更の認証申請に必要な書類(「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。ただし、申請書様式は移転先の所轄庁(☆)が定めるものを使用してください。)に加え、以下の書類。 ・認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ・認定等に関する書類の写し ・認定等に関する書類の写し ・変更前の所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し ・変更前の所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	大阪府を経 由して、移 転先の所轄 庁(☆)へ提 出
ヲ ★	定款を変更した場合(認証が必要な事項に係るものを除きます。)(法 52①、	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。	大阪府
ワ	法 62、法 25⑥)	従たる事務所所在の都道府県にお問合せ ください。	所轄庁以外 の関係知事

カ ★	定款の変更に係る登記を した場合(法 52①、法 62、	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。	大阪府
3	法 25⑦)	従たる事務所所在の都道府県にお問合せ ください。	所轄庁以外 の関係知事
Ą	大阪府以外の都道府県の 区域内に新たに事務所を 設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)	・法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書(認定 NPO 法人は様式第 3号【申請書等書式編】58 頁参照、特例認定 NPO 法人は様式第 5号【申請書等書式編】60 頁参照)・直近の事業報告書等・役員名簿・定款等・認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し・認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類(認定書)の写し	所轄庁以外 の関係知事
レ	助成金の支給を行った場合(法 54③、法 55②、法 62)	助成の実績を記載した書類 (【申請書等書式編】53頁~54頁)	大阪府
У ★	解散したとき(法第三十一条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由による場合に限る。)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「解散をする場合」 箇所を参照してください。	大阪府
ツ ★		合併後の法人の所轄庁(☆)にお問合せくだ さい。	合併後の法 人の所轄庁 ☆
ネ	合併をする場合	合併の認定の申請について、74 頁を参照してください。 申請先が大阪府である場合は下記書類。 ・認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の合併の認定を受けるための申請書(【申請書等書式編】64 頁参照) ・合併の認定申請時の添付書類一覧表(兼チェック表)に掲げる書類(【申請書等書式編】65 頁参照)	合併後の法 人の所轄庁
ナ ★	合併に係る登記をした場 合	合併後の法人の所轄庁(☆)にお問合せくだ さい。	合併後の法 人の所轄庁 ☆

- ★ 認定 NPO 法人等に限らず、すべての NPO 法人に適用されます。
- ☆ 所轄庁が事務処理権限の移譲を行っている場合は、移譲を受けた市町村となります。

(4) 大阪府以外の都道府県に主たる事務所を設置し、大阪府内にも事務所を設置する認定 NPO 法人等

	報告事項	提出書類	提出先
イ	認定、特例認定又は認定 の有効期間の更新の通知 を受けた場合(法 49④、法 51⑤、法 62)	・認定の通知を受けた場合:様式第1号 (法規 27②)(【申請書等書式編】56 頁参照) 特例認定を受けた場合:様式第4号(法 規28)(【申請書等書式編】59頁参照) 認定の有効期間の更新を受けた場合: 様式第2号(法規33①))(【申請書等書 式編】57頁参照) ・直近の事業報告書等 ・役員名簿 ・定款等 ・認定、特例認定又は認定の有効期間の 更新の申請書に添付した書類の写し ・認定、特例認定又は認定の有効期間の 更新に関する書類(認定書)の写し ※直近の事業報告書等、役員名簿、定款 等は、認定の有効期間の更新の場合は 提出不要です(法51⑤)。	所轄庁以外 の関係知事 (大阪府)
□ ★		所轄庁(☆)にお問合せください。	所轄庁(☆)
^	毎事業年度終了後の事業 報告書等の提出	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「事業報告書等の提出」箇所を参照してください。ただし、大阪府以外の事務所所在の都道府県への提出については当該都道府県にお問合せください。	所轄庁以外 の関係知事 (大阪府)
11	毎事業年度終了後の役員 報酬規程等の提出(法 54 ②二~四、法 55①、法 62、 法規 32)	70 頁を参照してください。ただし、大阪府以外の事務所所在の都道府県への提出については当該都道府県にお問合せください。	所轄庁及び 所轄庁以外 の関係知事 (大阪府)
ホ ★		所轄庁(☆)にお問合せください。	所轄庁(☆)
^	役員の変更等をした場合 (法 52①、法 62、法 23)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「役員に関して変更があった場合」箇所を参照してください。ただし、大阪府以外の事務所所在の都道府県への提出については当該都道府県にお問合せください。	所轄庁以外 の関係知事 (大阪府)
1	代表者の変更があった場合(法 53①、法 62)	所轄庁にお問合せください。	所轄庁
チ ★	定款の変更の認証申請を する場合(法 26①)	所轄庁(☆)にお問合せください。	所轄庁(☆)

IJ	定款の変更の認証を受けた場合(法 52②、法 62、 法 25③④)	・認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の定款変更の認証を受けた場合の提出について(【申請書等書式編】63頁参照) ・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ・変更後の定款 ただし、大阪府以外の事務所所在の都道府県への提出については当該都道府県にお問合せください。	所轄庁以外 の関係知事 (大阪府)
ヌ	所轄庁の変更を伴う定款 の変更の認証申請をする 場合(法 52③、法 62、法 規 30、法規 34、法 26①)	定款変更の認証申請に必要な書類(「特定非営利活動法人(NPO法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。ただし、申請書様式は移転先の所轄庁(☆)が定めるものを使用してください。)に加え、以下の書類。・認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し・認定等に関する書類の写し・変更前の所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し・変更前の所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	変更前の所 轄庁を経由 して、移転 たの所 (☆)へ提出
ル ★		所轄庁(☆)にお問合せください。	所轄庁(☆)
ヲ	定款を変更した場合(認証が必要な事項に係るものを除きます。)(法 52①、法 62、法 25⑥)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。ただし、大阪府以外の事務所所在の都道府県への提出については当該都道府県にお問合せください。	所轄庁以外 の関係知事 (大阪府)
ワ ★		所轄庁(☆)にお問合せください。	所轄庁(☆)
カ	定款の変更に係る登記を した場合(法 52①、法 62、 法 25⑦)	「特定非営利活動法人(NPO 法人)の設立・運営の手引」の「定款を変更する場合」箇所を参照してください。ただし、大阪府以外の事務所所在の都道府県への提出については当該都道府県にお問合せください。	所轄庁以外 の関係知事 (大阪府)

П	事務所が所在する都道府 県以外の都道府県の区域 内に新たに事務所を設置 した場合(法53④、法62、 法規31②、法規33②)	・法規 31③及び法規 33②に規定されている提出書(認定 NPO 法人は様式第3号 【申請書等書式編】58 頁参照、特例認定 NPO 法人は様式第5号【申請書等書式編】56 頁参照)・直近の事業報告書等・役員名簿・定款等・認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し・認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類(認定書)の写し	所轄庁以外の関係知事
タ	助成金の支給を行った場合(法 54③、法 55②、法 62)	所轄庁にお問合せください。	所轄庁
∨ ★	解散したとき(法第三十一条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由による場合に限る。)	所轄庁(☆)にお問合せください。	所轄庁(☆)
ソ ★		合併後の法人の所轄庁(☆)にお問合せくだ さい。	合併後の法 人の所轄庁 (☆)
ツ	合併をする場合	合併の認定の申請について、74 頁を参照してください。 申請先が大阪府である場合は下記書類。 ・認定特定非営利活動法人(特例認定特定 非営利活動法人)の合併の認定を受ける ための申請書(【申請書等書式編】64 頁参 照) ・合併の認定申請時の添付書類一覧表(兼 チェック表)に掲げる書類(【申請書等書 式編】65 参照)	合併後の法 人の所轄庁
ネ ★	合併に係る登記をしたとき	合併後の法人の所轄庁(☆)にお問合せく ださい。	合併後の法 人の所轄庁 (☆)

- ★ 認定 NPO 法人等に限らず、すべての NPO 法人に適用されます。
- ☆ 所轄庁が事務処理権限の移譲を行っている場合は、移譲を受けた市町村となります。

2 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、毎事業年度 1 回、下表①~⑩に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません(法 54②二~四、法 55①、法 62、法規 32)。

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

② 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に 関する事項を記載した書類 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内 容に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その 内容に関する事項を記載した書類	~46 頁
② 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に 関する事項を記載した書類 ④ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内 容に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その 内容に関する事項を記載した書類	
③ 関する事項を記載した書類 ④ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類	
(4) 容に関する事項を記載した書類 前 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その 事 内容に関する事項を記載した書類	
内容に関する事項を記載した書類	
イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞ 業	
⑤ れについて、取引金額の最も多いものから順次その 年 順位など、た場合におけるこれでも第1個位から第	
順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 度 5 順位までの取引 度	
ロ 役員等 (注1) との取引 の	
1 145 2 2 2 46 66 CO 1 - 46 CO - 2 CO 1 2 CO 1 2 CO - 2 CO 1 1 CO 1 2 CO - 2 CO 1 1 CO 1 2 CO	頁 ~ 52 頁
る者 (注2) で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等 益	J2 📯
に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに	
日を記載した書類	
給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の	
総額に関する事項を記載した書類が	
8 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月 な 日	
を	
9 るその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	
第9音「1初字マは株例初字の甘淮の堀画」の(2)(ロの	
第2章「1認定又は特例認定の基準の概要」の(3) (ロの 部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準	00 丟
□□ い旨を説明する書類(特例認定の場合も同じです。) 38頁~	~32 頁 ~43 頁
※認定基準等チェック表 (第3表、第4表 (初葉)、第5表、 第7表)、欠格事由チェック表	

- (注1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のイ~ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。
 - イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産 によって生計を維持している関係
 - ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生 計を一にしている関係
- (注2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1) イ~ハに掲げる関係をいいます。

3 認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています(72 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照)(法 52④、54④、法 62)。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に 該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- (7) 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

≪参考≫

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています(法 54①②、法 62)。

	備え置き期間		
書類名	認定 NPO 法人	特例認定 NPO法人	
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類(法 54①)	認定の日から	特例認定の日から起算して3年	
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の 内容を記載した書類(法 54①)	起算して5年間	問	
前事業年度の寄附者名簿(法 54②一)	作成の日から 起算して5年間	作成の日から 起算して3年間	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法 54 ② 二)			
前事業年度の収益の明細など (法 54②三)	<u></u> 翌 /	翌々事業年度の	
第2章「1 認定又は特例認定の基準の概要」の (3) (ロに係る部分を除きます。)、 (4) イ及びロ、 (5) 並びに (7) に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類 $(法 54$ ②四、法規 32 ②)	作成の日から起 算して5年が経 過した日を含む 事業年度の末日	末日までの間	
「助成金の支給の実績」を記載した書類(法 54③)	までの間	作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間	

4 所轄庁の情報公開(閲覧)

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた 71 頁の書類 (過去 5 年間に提出を受けたものに限ります。) について、閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、法 56、法 62)。

※認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧 (所轄庁においては謄写も可能です。) 対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書類名		認定 NPO 法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業	報告書等		のし作		受 過
	事業報告書		末た成日日		け去
	計算書類(活動計算書、貸借対照表)		またか		た 5 も 年
	財産目録		で (注		の間
	年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び 住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)	0	事業年経	0	に提出を
	社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		度 過)
役員	名簿		(注 2)		(注 2)
定款	等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)		(注3)		(注3)
	等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及 格事由に該当しない旨を説明する書類	0	期間定の	0	期間定の
,, _ , _	等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容 はした書類	0	(注 1)	0	(注1)
前事	業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	0		0	
24.	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を 記載した書類	0	作成	0	
前事	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事 項を記載した書類	0	日か	0	
業年度の収	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する 事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、 取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけ るそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	0	ら5年が経過した	0	過去 5 年間
松益の明	寄附者(当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限ります。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	0	に日を含む事業年度の	0	過去5年間に提出を受けたも
細な	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	0	年 度	0	
ど	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載し た書類	0	の末日	0	の
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額 及び使途並びにその実施日を記載した書類	0	まで	0	
ます	章「1認定又は特例認定の基準の概要」の(3)(ロに係る部分を除き 。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並び 格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	0	(注2)	0	

「助成金の支給の実績」を記載した書類	0	末日まで (注2) 作成の日から5年が経過	0	
寄附者名簿		×		×
認定(特例認定)申請書		×		×
認定(特例認定)申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×

- (注1) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間
- (注2) 特例認定 NPO 法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで
- (注3) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

【200万円を超える海外送金等に関する書類の提出等について】

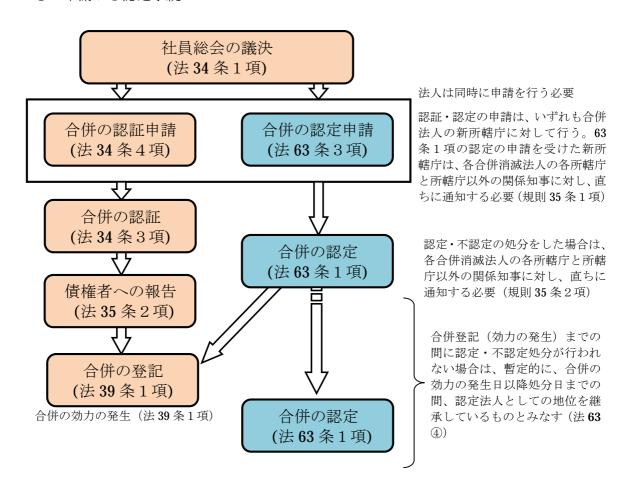
平成 28 年改正法の施行の際、現に旧法の認定又は仮認定を受けている特定非営利活動法人が施行日 (平成 29 年 4 月 1 日) の属する事業年度以前に海外への送金又は金銭の持出し(その金額が 200 万円以下のものを除きます。)を行うときには、条例で定めるところにより、送金又は持出し前に、金額及び使途並びにその予定日(災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の提出が困難な時は、送金又は持出し後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日)を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(平成 28 年改正法附則 8)。

5 認定 NP0 法人等の合併

(1) 認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

認定 NPO 法人が認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定 NPO 法人としての地位を承継します(法 63①)。

○ 申請から認定手続



(2) 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併した場合

特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人(認定 NPO 法人を除きます。) と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立した NPO 法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定 NPO 法人としての地位を承継します(法 63②)。

(3) 合併の認定の申請

上記(1)又は(2)の所轄庁の合併の認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません(法 63③)。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定

の申請に対する処分がされないときは、合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人は、その処分がされるまでの間は、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人としての地位を承継しているものとみなされます(法 63④)。

(4) 実績判定期間及び認定基準

合併後存続する NPO 法人又は合併によって設立された NPO 法人が、上記 (1) 又は (2) の所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

①実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります(法63⑤、令9①②)。

イ 実績判定期間の終了日

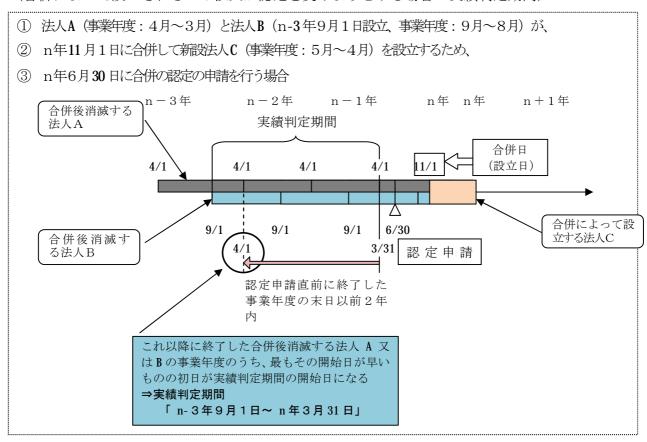
合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人(合併によって NPO 法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各 NPO 法人。以下同じです。) の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

ロ 実績判定期間の開始日

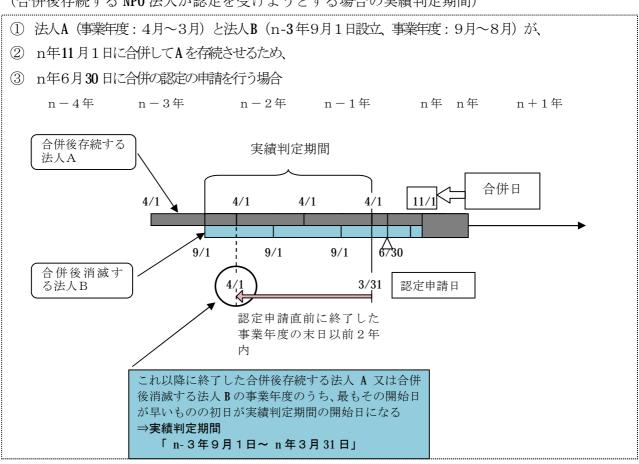
上記イの日以前2年内に終了した合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定 NPO 法人が特例認定 NPO 法人でない NPO 法人と合併する際の合併の認定 の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続する NPO 法人又は合併によって消滅する各 NPO 法人であって特例認定 NPO 法人でないもの が、①その設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないこと、及び②過去 に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります(法 59、法令9①②)。

(合併によって設立される NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)



(合併後存続する NPO 法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)



通常の申請時

(実績判定期間について)

実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。

(設立後の経過期間について)

申請書を提出した日を含む事業 年度の初日において、その設立の 日以後1年を超える期間が経過 していること(法45①八)。

読替え後

(実績判定期間について)

実績判定期間とは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。

(設立後の経過期間について)

合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①八)。

②認定基準への適合の判定(法63、法令9③⑤)

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の実績について判定を行うこととなります。

	認定基準	判定方法
パブリックサポートテスト(PST)に関する基準(一 号基準) 活動の対象に関する基準 (二号基準)		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人を一の法人とみなして判定します。
運営組織及び経理に関する規準(三号基準)		
基準(四号基準)	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等 又は政党を推薦、支持又は反対する活動を 行っていないこと ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の 利益を与えないこと及び営利を目的とした 事業を行う者等に寄附を行っていないこと	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人を一の法人と みなして判定します。
基準 (五号基準)	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲 覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に 該当しない旨を説明する書類、役員報酬又 は職員給与の支給に関する規定、収益に関 する事項等、助成金の提出書、寄附金を充 当する予定の事業の内容を記載した書類等 を閲覧させること	合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人 (実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。)のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準 (六号基準)		合併後存続する NPO 法人及び合併によ
不正行為に関する基準 (七号基準)		って消滅する各 NPO 法人のそれぞれに ついて判定します。
設立後の経過期間に関する基準(八号基準)		合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する各 NPO 法人であって認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でないものの設立の日以後1年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

- (注1) 各基準の詳細は、第2章「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準」(27~39 頁)を参照してください。
- (注2) 現に特例認定法人である法人については、法 59条第2号(設立後5年以内である)及び第3号(過去に認定を受けたことがない)の基準は適用対象になりません(法 63⑤、令9②)

6 認定 NPO 法人等に対する監督等

(1) 認定法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款 に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該 認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の 区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若 しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64②)。

- ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。
 - ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に提示させるものとされています(法 64③)。
 - ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又は口の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法64④)。
 - ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法 64⑤)。
 - ④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として 提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなっ た場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされ ています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検 査については適用しないものとされています(法 64⑥)。
 - ⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法 64⑦、法 41③~④)。

(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

- イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4) 口①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65①)。
- ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ①(①「2 認定等の基準」の(3)は除きます。) から③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65②)。
- ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該 認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます (法 65④)。
- ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならない こととされています(法 65⑤)。
- ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をした ときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令を した旨を公示することとされています(法 653~⑥)。
- へ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくは口の勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 65⑦)。
 - ① 欠格事由の概要(26頁参照)の(1)4及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
 - ② 欠格事由の概要(26頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益 が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認め るときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法 66①)。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 66②、法 65⑤~⑥)。

(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

- イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消さなければなりません (法 67①③)。
 - ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については26頁を参照願います。)のいずれかに該当するとき
 - ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
 - ③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
 - ④ 認定 NPO 法人等から認定等の取消しの申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法 67②③)。
 - ① 第2章「1 認定又は特例認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)(23~25 頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「3 認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)」(71 頁参照)に違反して書類を閲覧させないとき
 - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したと き
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
 - ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法 67④、法 43③)。
 - ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、法 43 ④)。
 - ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 67④、法 49①②)。
 - ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 67④、法 65⑦)。
 - a 欠格事由の概要 (26 頁参照) の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察 本部長
 - b 欠格事由の概要 (26 頁参照) の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府 県知事又は関係市町村長

≪参考≫ 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の計算上、益金の額に算入することとなります(措法 66 の 11 の 2③~⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(6 頁参照)。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ~ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法77)。

ロ 50 万円以下の罰金

次の①~④に該当する者は、**50**万円以下の罰金に処せられます(法 **78**、法 **79**)。

- ① 認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法50①、法62、法78二、四)
- ② 不正の目的をもって、他の認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法 50②、法 62、法 78 三、五)
- ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(法65④、法78六)
- ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法66①、法78七)

ハ 20 万円以下の過料

以下の①~④のいずれかに該当する場合においては、NP0 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処せられます(法 80)。

- ① 認定 NPO 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(法 52 ①、53①)、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法 80 三)
- ② 認定 NPO 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定(法 54①~③)に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類(第4章3(1) 「認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)≪参考≫(71頁)」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法80四)
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定 NPO 法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定

款等の提出の規定(法 49④、53④)又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定(法 52②)、認定 NPO 法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定(法 55①②)に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類の提出を怠ったとき(法 80 五)

④ 上記(1)イ若しくは口による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法80十)